

令和 5 年 度

定例監査報告書

志木市監査委員

写

志 監 査 第 4 2 号
令 和 6 年 2 月 5 日

志 木 市 長	香 川 武 文 様
志 木 市 議 会 議 長	鈴 木 潔 様
志 木 市 教 育 委 員 会 教 育 長	柚 木 博 様
志 木 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	廣 島 直 子 様
志 木 市 公 平 委 員 会 委 員 長	山 中 政 市 様
志 木 市 農 業 委 員 会 会 長	田 中 満 男 様
志 木 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 長	小 畑 正 之 様

志木市監査委員 成 田 茂
志木市監査委員 西 川 和 男

令和5年度定例監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を志木市監査基準（令和4年志木市監査委員告示第2号）に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

なお、この監査結果に関する報告に添えた指摘事項、意見・要望事項については、同条第14項及び志木市監査結果の取扱基準（令和4年志木市監査委員決定）4の規定により措置状況の通知を求めます。

目 次

監査の概要

1 監査の期間	1
2 監査の趣旨及び方法	1
3 監査の着眼点	1

監査の結果

1 監査の結果	1
2 指摘事項、意見・要望事項	1

部局の状況

【一般会計・特別会計】

総合行政部	5
総務部	7
市民生活部	9
福祉部	11
子ども・健康部	13
都市整備部	16
市長公室	18
会計課	20
議会事務局	20
行政委員会	21
教育委員会	22

【公営企業会計】

上下水道部	24
定例監査資料	27

注意：(1) 文（表）中の歳入歳出予算に係る予算現額、調定額、収入済額、支出済額、収入率及び執行率等は、各年度9月30日現在の各所属における数字である。

(2) 各部局の事業説明は、令和5年9月30日現在の状況を表している。

(3) 比率（％）は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。

監査の概要

1 監査の期間

事前審査 令和5年10月13日～10月31日

監査 令和5年11月 1日～11月17日

2 監査の趣旨及び方法

定例監査については、地方自治法第199条第4項の規定により、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行うもので、志木市監査基準に基づき市の財務に関する事務の執行及び市の経営にかかる事業の管理について監査するものである。

監査の方法については、提出された財務関係資料、リスク管理状況表等に基づき書類審査を行い、リスクの内容、程度を踏まえて、関係所属の職員との質疑応答により予算の執行状況、財務事務及び事業管理の執行が、適正かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

今回の定例監査では、委託、工事、補助金等財政的援助について該当する所属の書類審査、検査調書または検収調書について該当する所属の確認を実施して、一連の手續に関して適正に事務処理が行われているかを監査した。

3 監査の着眼点

- (1) 収入事務における調定の適法性について
- (2) 市税事務における賦課徴収の適正性について
- (3) 支出事務における適法性・妥当性について
- (4) 契約事務における公正性について
- (5) 財産管理事務における合理性について

監査の結果

1 監査の結果

上記「監査の概要」の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて検証した結果、おおむね適正であると認められた。

事務処理上、留意すべき点で軽易なものについては、監査を執行した際、口頭で述べたとおりであるが、一部には検討または改善を要する事項が見受けられたので、指摘事項、意見及び要望事項について以下に記述する。

2 指摘事項、意見・要望事項

(1) 地方公会計制度の現状と職員の理解の促進について

総務省より平成27年1月に、財政の効率化・適正化を推進するとともに、団体間の

比較可能性を高める目的から、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が示された。これを踏まえて、本市では平成28年度決算より統一的な基準による財務書類を作成及び公表をすることとし、6年が経過した。

財務書類は「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」の4表から構成されており、財政の効率化・適正化の推進に加え、「住民・議会への説明責任」「政策立案」「予算編成」などへの活用が期待される場所であるが、現時点では、全庁的な理解と活用が進んでいない。

そこで、今後は全庁的な研修などを実施して職員の理解を深めるとともに、政策立案や予算編成に積極的に活用できるよう、担当所管を中心に制度の推進を図りたい。

(2) 市税、国民健康保険税、介護保険料の収納状況について

今年度前半の市税及び国民健康保険税の収納状況を見ると、昨年度に比べ予算の伸びに対し収納状況は低くなっている。特に税収の半分を占める個人市民税は前年度比でマイナスとなり税収の伸び悩みが見える。また、国民健康保険税、介護保険料も調定額、収入額とも前年同月比でマイナスとなっている。収納状況の低下は、各税の個別的な要因もあると思われるが、物価高騰により納税者の生活が厳しくなっていることも原因として考えられる。このことから、今年度後半の収納状況の向上に期待するとともに予算の執行に際しては、より一層効率的・効果的な執行に心掛け、財政の健全化に努力されたい。

(3) 単価契約についての規則の改正について

「単価契約」とは、年間または一定期間を通じて複数回の執行を予定するもので、あらかじめ契約単価を決めておく契約方法であるが、最近では物品購入契約の他、草刈り、草の処理、水路・側溝清掃、汚泥処理、公園などのごみ回収、樹木の剪定、スズメ蜂の駆除など多くの業務委託で単価契約が行われている。

各種契約は「志木市契約規則」に則り事務を執行しているが、単価契約については、「志木市契約規則第23条の2」において、「一定期間継続して使用するものその他特殊な物品等の購入については、単価により契約を締結することができる」と規定されている。

現在行われている単価契約には、この契約規則に定めがないものもあることから、現状に合わせて契約規則の改定をするよう指摘をする。

(4) 会計年度任用職員の仕事と管理監督について

「会計年度任用職員」が多くなっている。10月1日時点で人事課が任用する会計年度任用職員は37人、市役所全体では386人とのことである。

職種は、一般事務等の補助及び給付金関連事務など一時的な事務に従事する事務補助員のほか、「各種相談員」「保育士」「栄養士」「保健師」など専門業務に従事する

職など多種多様であり、今や本市における行政運営の重要な役割を担っている。

業務内容を見ると、「窓口対応」をはじめ、「予算執行」「各種相談」「各種申請書類等の受付」「給付金、手当などの支給事務」など職員と同程度の責任を伴う業務や、「個人情報にかかる事務」など重要な業務を担当しているケースが多く見られる。

このような中で、軽微ではあるが事務処理上のミスも散見されることから、市役所の職員として事務従事する上で必要となる心構えや基本的な知識などの研修を実施するとともに、各所管においての指導の徹底など、管理監督体制を明確にすることにより、会計年度任用職員が職務に専念できる環境の整備を図られたい。

(5) 予算執行の平準化について

予算執行は往々にして年度後半に集中するケースが多く見られることから、以前も予算の平準的な執行を指示したところである。今年度の予算執行を見ると、備品の執行をはじめ、市民に直結する安全・安心にかかる事業、市民団体の運営補助金等は、いくつかの事業を除きおおむね早期の執行が行われていることが確認できた。

特に道路課の市道舗装改修工事のように、「ゼロ債務負担行為」の手法を取り入れ、新年度早々の工事着工を可能にしたことは、今まで年度後半に集中する傾向にあった道路工事の解決策として高く評価したい。今後においても、限られた予算を有効に執行するためにも、年間スケジュールを立て1年の事業の実施を平準化することで、より効率的かつ効果的な予算の執行に心掛けていただきたい。

(6) スクールロイヤールの導入について

虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求、学校事故への対応等の諸問題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加している。中には、事案が訴訟等に発展してしまうこともあり得ることから、初期対応の段階から予防的に弁護士等に関わってもらうことで、速やかな問題解決への進展並びに学校及び教育委員会の過度な精神的・物理的負担が軽減されることが期待される。

スクールロイヤールに依頼する業務内容としては、法的課題が深刻化することを防ぐための法的な助言・支援をはじめ、教職員や教育委員会に対して、各種の研修を行うことなどが想定される。

これらのことを踏まえ、本市における効果的な活用方法を研究し、導入に向けて具体的な検討をされたい。

(7) 組織の見直し及び人員管理について

本市では、市民サービスの向上につながる組織機構を構築するため、令和4年度にデジタル推進課及び子ども家庭総合支援室を設置し、令和5年5月には市民サービスステーションを開設するなど、事業等に係る組織の見直しを行ってきている。

一方、人員管理については、新規職員の採用を定期的に行うとともに、女性職員の登用、昇任選考制度の見直しなど、「市民力でつくる 未来へ続くふるさと 志木市」

の実現に向けた組織体制の構築に取り組んでおり、令和5年度からの職員の定年引上げに伴う措置として、対象職員に対する60歳以降の働き方に関する意向調査などを行っている。

日々刻々と変化する社会情勢に伴い多様化、高度化する市民ニーズに迅速に対応するため、今後においても、効果的かつ効率的に行政運営を遂行できるよう、必要に応じて組織機構の再整備を行っていただきたい。

また、定年引上げが職員構成に与える影響なども含め、業務の継承を確保しつつ、環境の変化に適応し、新たな行政手法にも的確に対応することができる職員を育成及び配置し、職員体制の構築ができるよう、人員管理を進めていただきたい。

部局の状況

【一般会計・特別会計】

総合行政部

1 組織

行政管理課 市政情報課 デジタル推進課 人事課

2 概要

総合行政部は、入札・契約、庁舎管理、市政に対する広聴広報、情報公開・個人情報保護、自治体DX推進及び人事管理を所管している。

3 主要な施策

行政管理課では、郵便料金計器を導入し郵便物の発送事務を大幅に自動化した。工事検査体制については、検査員を増員したほか、役職を課長級以上に限定して、専門的知識、経験を基に、よりの確な検査を実施できる体制へ強化を図った。また、今年度は「住宅・土地統計調査」を実施中である。

市政情報課では、令和4年度末に市公式ホームページをリニューアルしたことに伴い、本市の魅力をわかりやすく伝えるインフォグラフィックス動画を作成し、ホームページ内で公開するなど新たな魅力発信を行っている。また、志木市文化スポーツ振興公社の公式キャラクター「カパル」に第3期目の広報大使を委嘱したところであり、引き続き連携してシティプロモーションに取り組んでいく。

デジタル推進課では、自治体DXを推進するため、庁内横断のDX推進チームにより、「電子申請の促進」、「会議資料の原則ペーパーレス化」、「ChatGPTの活用可能性に関する研究」など6項目について集中的に取り組み、一定の方向性を示した。

人事課では、定員管理計画に基づく適正な人員管理を進め、令和5年8月1日付けの新規採用職員14人を採用した。また、定年引上げに伴う本市の措置として、対象職員に対する60歳以降の働き方に関する意向調査を行うとともに、8月には人事課長による職員面談を実施した。

さらに、主査級の対象者に対するキャリアプラン面談を実施するとともに、人材育成基本方針に基づく「リーダー養成プログラム」を検討したところである。

4 監査の質疑応答

(1) 庁舎維持管理について（行政管理課）

旧庁舎と比較して、機器が新しくなり光熱水費が増加している。また、設備面では、さまざまな要望等を踏まえ、案内の充実、駐輪場屋根の設置等の対応を図っている。

(2) 行政不服審査会について（市政情報課）

平成28年度から設置し、委員は弁護士などの識見を有する者で構成されているが、行政不服審査会は未だ諮問の実績がないため、報酬等の経費は未執行が続いている状況である。

また、令和4年度に行政管理課から市政情報課に移管された業務であるため、現所属では、専門的な知識を持っている職員がいないことが課題となっている。そこで、令和6年度に専門の研修を受講できるよう予算を計上し、実際に審査会の事務を処理することになった場合の体制整備に努めていくことを考えているところである。

(3) デジタル・ディバイド対策について（デジタル推進課）

情報通信技術が使える人と使えない人の格差を解消するため、通信事業者の協力を得て、今年度もスマホ教室を宗岡地区2回、志木地区2回の年4回の予定で実施しており、毎回好評を得ている。

(4) 会計年度任用職員について（人事課）

10月1日現在の人事課予算の対象は37人、市全体では386人となっている。このうち事務補助員は80人程度である。研修は、接遇、サービスの資料を使用して、配置された所属で指導することとしている。

総務部

1 組織

財政課 課税課 収納管理課 防災危機管理課

2 概要

総務部は、主に歳入予算など財政を所管しており、財政環境の厳しい時代にあって、市税などの自主財源をいかに確保するかに注力するとともに、国・県の補助金の有効活用など、積極的な財源確保策を講じている。

主な業務は、予算の編成及び執行管理、市税の賦課・徴収、災害対策、危機管理などに関することである。

3 主要な施策

財政課では、一般会計においては、昨年度に引き続き、新型コロナウイルスワクチン接種経費など、既に第6号までの補正予算が成立している。また、9月末時点で企業版ふるさと納税は600万円、ふるさと応援資金事業はおよそ1,400万円の寄附を受け入れたところである。

課税課では、地方税法及び志木市税条例に基づき、地方税の公平公正な課税に努めるほか、来年度の固定資産税・都市計画税の評価替えに向け家屋評価システムの入替えを行い、効率的な事務処理手順を整えながら確実な評価業務を進めている。

収納管理課では、「キャッシュレス決済」「ショートメッセージ催告」等の活用など自主納付の促進を図った。また、預金や給与の債権差押などの滞納処分を執行し、収入未済額の圧縮に取り組んだ結果、令和4年度の現年課税分、滞納繰越分を合わせた収納率は、はじめて99%を超え、県内40市の中で3位になったところである。

防災危機管理課では、8月27日に「第44回九都県市合同防災訓練、令和5年度埼玉県・志木市民総合防災訓練」を実施し、関係機関と連携した訓練を市民に披露することで、県及び市の防災力を確認することができたほか、災害に対する意識の向上に繋がった。

4 監査の質疑応答

(1) 地方消費税交付金について(財政課)

充当先の内訳は、令和4年度交付金額約15億9千万円のうち一般財源が6億4千万円、特定財源が9億5千万円となっている。消費税の使途は、予算書、決算附属資料に明示して周知を図っている。

(2) 将来的な税収の推移について(課税課)

中長期的には労働人口が減少し、税収も減少する見込みである。令和6年度予算で

は、固定資産税の評価替えがあるものの伸びは期待できず、法人市民税が減少する可能性があり市税収入は厳しい状況である。

(3) 自主納付について（収納管理課）

今年度は物価高や実質賃金マイナスなどで個人市民税の自主納付が低調であるが、市税全体の収入済額で見ると前年度と比較して増となっている。早めに現年課税分対策を講じて収入を確保していく。

【市税賦課額（現年課税分）】（課税課）（単位：円、%）

年度	税目	予算現額	調定額	収入済額	対予算	対調定
令和4年度	市税全体	10,681,864,000	11,033,356,562	6,080,498,048	56.9	55.1
令和5年度	市税全体	11,047,822,000	11,145,785,955	6,141,612,397	55.6	55.1

※収入済額については個人県民税を除く

【滞納繰越分】（収納管理課）（単位：円、%）

税目	令和5年度調定額	上半期収入済額	対調定収納率
市税	96,262,586	28,603,850	29.7
個人市民税	74,878,644	18,240,934	24.4
法人市民税	1,052,710	902,410	85.7
固定資産税	16,121,445	7,777,189	48.2
都市計画税	2,793,681	1,242,600	44.5
軽自動車税	1,416,106	440,717	31.1

(4) 個別避難計画について（防災危機管理課）

現在町内会等に提供している避難行動要支援者同意者名簿の内容に、マイ・タイムライン及び避難経路等を加え、必要に応じて介護事業所等の福祉専門職の協力も得て作成する予定である。対象者約9千人のうち、開示に同意した要支援者を登載する。

市民生活部

1 組織

市民活動推進課 総合窓口課 市民サービスステーション 柳瀬川駅前出張所
環境推進課 産業観光課

2 概要

市民生活部は、住民基本台帳の管理、ごみ処理、町内会など市民生活に直結した事務を担当するとともに、課題となっている市民協働、防犯、空き家対策、消費生活相談などを行っている。

主要な業務は、市民協働、コミュニティ活動の推進、戸籍及び住民基本台帳、マイナンバーカードの交付、印鑑の登録や証明、一般廃棄物の収集運搬、労政、消費生活相談、商工業の振興、観光、農政などに関することである。

3 主要な施策

市民活動推進課では、本年2月にリニューアルオープンした「ふれあい館もくせい」について、多世代が交流できる場、健康維持増進の拠点として、新たな運営を行っている。また、新複合施設建設に伴い、本年3月31日に閉館した市民会館については、マルイファミリー志木8階に仮設会議室を整備し、5月1日から利用貸出しを開始している。

総合窓口課では、マイナンバーカードの未受領者に休日や平日の夜間など受け取りやすい窓口を用意し、交付の督促に努め、4月時点で7,961枚あった未受領分のうち7,151枚を交付した。カードの交付率は、9月30日時点で74.9%となった。

市民サービスステーションでは、これまでの出張所の機能の他に、パスポートセンターの開設、マイナンバーカードの交付など業務を追加、拡大し、本年5月1日にマルイファミリー志木8階にオープンした。また、市民の文化・芸術活動の拠点として、併設する「コミュニティスペースつつじ」の多目的室を旧志木駅前出張所跡地に整備し、9月1日から利用貸出しを開始したところである。

柳瀬川駅前出張所では、建築からおよそ30年が経過し、建物や設備の老朽化が進んでいることから、来年1月末までの工期で改修工事を実施している。改修工事に伴い、8月から2月初旬頃まで柳瀬川駅西口ぺあもーる内に仮出張所を設け、業務を継続している。

環境推進課では、改正空き家対策特別措置法が12月に施行されることに伴い、第二期志木市空き家等対策計画で予定していた空き家実態調査を上半期に実施した。今後は、調査結果等に基づき、適正に管理されていない空き家の所有者に対して、通知や直接訪問等を行い状況の改善を求めていく。また、埼玉県動物指導センター南支所との共催により、6月に「犬・猫の譲渡会」を市庁舎エントランスホールにて開催した。

産業観光課では、本年3月に認定された志木市中心市街地活性化基本計画に基づき、設立された「志木街づくり株式会社」の行う事業へ支援を行い、7月に、店舗の借り手

と貸し手のマッチングや出店相談などを行う「新規出店支援センター」が開設された。また、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月までに、市街化調整区域の農地の今後10年間における利用状況を一筆ごとに記した地域計画を策定することが義務付けられたため、策定の準備として、荒川堤外耕作地の農地所有者全員へのアンケート調査を9月に実施した。

4 監査の質疑応答

(1) 町内会サロン活動について（市民活動推進課）

今年度は双葉町、志木の杜、城、東町、柳瀬川、館の6町内会が実施しており、柏町内会も実施に向けて調整している。活動内容は、体操、脳トレ、子ども向け事業、茶話会などで、実施回数に応じた補助金を交付している。

(2) 葬祭費補助（市民葬）について（総合窓口課）

朝霞地区の状況は、朝霞市が2万円、和光市が4万円、新座市は制度はあるが補助は行っていない。本市は4万円で、以前は葬祭業者へ支払う形だったが、現在は申請者へ直接交付している。

(3) 市民サービスステーションについて（市民サービスステーション）

5月に開所したが日曜・祝日の利用者数はあまり伸びていない。X、LINE、FACEBOOK、FMラジオなどで周知を図っており、今後増加していくと見込んでいる。パスポートセンターの利用は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで増加している。

(4) 廃棄物処理について（環境推進課）

処理量は、家庭系で令和3年度が16,739トン、令和4年度が16,129トンとなり、巣ごもり需要が解消しコロナ禍前に戻っているが、事業系や資源ごみは増加している。資源ごみのうちペットボトルを除いた売却は市が直接行っており、新聞、段ボール、雑誌、古布の順で収益がある。

(5) 志木街づくり株式会社について（産業観光課）

中心市街地活性化について、近年こうした会社設立の手法が多い。事業費補助金の財源については、ソフト事業に要する経費の50%を特別交付税で措置される。まちなか回遊促進事業は、前売りチケットでいろいろな飲食店を回るものである。

福祉部

1 組織

共生社会推進課 生活援護課 長寿応援課 福祉監査室

2 概要

福祉部は、社会のセーフティネットとして、生活困窮や介護、障がい者や高齢者等の問題をそれぞれの福祉制度へつなげ、市民が安心して生活できるように、福祉施策を積極的に展開している。

主な業務は、社会福祉事務、障がい者福祉事務、生活保護事務、高齢者の生きがい対策、介護保険事業、福祉事業の適正化を図る福祉監査業務などに関することである。

3 主要な施策

共生社会推進課では、コロナ禍による生活困窮者を支援するため、住民税非課税世帯を対象として電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の事務を行っている。また、市内の小中学生が手話に触れることができる場の確保として、子ども手話教室を障がい当事者の協力のもとに実施している。

生活援護課では、民生委員・児童委員について、新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、地区ごとの研修視察事業が4年ぶりに再開された。また、生活保護の状況については、本年11月1日現在、672世帯828人、保護率は1.08%となっており、前年同期との比較では、19世帯、19人の増となっている。

長寿応援課では、9月の世界アルツハイマー月間に合わせて、市内各高齢者あんしん相談センターの共同開催による、徘徊模擬訓練や講演など認知症の理解促進事業を行った。また、避難行動要支援者同意者名簿をもとにした個別避難計画の作成に向けて、高齢者福祉にかかる専門職との調整を進めているところである。

4 監査の質疑応答

(1) ひきこもりアウトリーチ事業について（共生社会推進課）

小学生から高校生までの不登校・ひきこもりと考えられる26名を対象に、支援者がヒアリングして調査した。不登校だけでなく、家の外に出られない人、コンビニエンスストアまでなら外出が可能な人など、ひきこもりの状態と必要な支援の調査を行った。将来的な生活困窮に関連していくことから、早い段階での対応が必要である。

(2) ケースワーカー1人当たりの担当世帯数について（生活援護課）

4月時点では、国の示すケースワーカー1人当たりの標準世帯数「80世帯」に対し、本市は「93世帯」と大きく超過しており、本年6月に県の監査でも指摘を受けていた

が、8月に新規採用職員の配属があり、現在は1人あたり「83世帯」となっている。

【生活保護の状況】

(単位：人、%)

年 度	人 口	被保護人員	保護世帯数	保護率
令和5年度	76,454	816	665	1.07
令和4年度	76,414	806	652	1.05

(3) 不正受給にかかる生活保護費 (78条) 返還金の徴収について (生活援護課)

不正受給が発覚した場合は、納入通知書、督促状、催告書を送付し返還を求めると同時に、一括納付ができない方へは分割納付をお願いしている。また、臨宅による徴収を年2回(8月、2月)、20件程度行い債権回収に努めている。

(4) 歳入における介護保険料の減少について (長寿応援課)

被保険者数が伸びていないこと、想定している以上に低所得者が増加したことによるものである。歳入不足による一般会計からの繰入は制度上認められていない。現在、3年に1度の介護保険料の見直し時期に当たっているが、前回と比較して介護給付費準備基金の残高見込みが少ない状況である。

(5) 介護保険特別会計について (長寿応援課)

介護保険特別会計における今年度上半期の執行状況は、歳入の予算現額で57億140万9,000円に対し、収入済額は28億9,141万3,709円で、収入率は50.7%となっている。支出済額は21億2,538万429円で、予算現額に対する執行率は37.3%である。

【要介護認定者数】 (2号被保険者82人を除く)

(単位：人、%)

年 度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
令和5年度	530	478	772	471	393	374	270	3,288
令和4年度	519	438	752	429	389	361	285	3,173
増 減	11	40	20	42	4	13	△ 15	115
増 減 率	2.1	9.1	2.7	9.8	1.0	3.6	△ 5.3	3.6

子ども・健康部

1 組織

子ども支援課 保育課 健康政策課 保険年金課 健康増進センター（児童発達相談センター 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種支援室）

2 概要

子ども・健康部は、子育ての支援や市民の健康づくり施策を積極的に展開している。主な業務は、子育て支援、保育政策、健康政策、健康増進事業、国民健康保険事務、後期高齢者医療事務、国民年金事務、予防接種、母子保健などに関することである。

3 主要な施策

子ども支援課では、第3期志木市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、今年度は児童や子育て家庭を対象にアンケートを実施している。また、志木地区児童センター整備基本計画検討委員会において、基本計画の策定に向けて、施設整備の意義や基本理念など検討結果をまとめている。加えて、市立小・中学校の小学4年生から中学3年生までを対象に、ヤングケアラーについての講座を実施したうえで、記名式でアンケートを実施した。

保育課では、緊急的に医療的ケア児の受入れを行い、今年度は公立保育園において2名の医療的ケア児の保育を実施している。また、公立保育園の一時保育の対象者に、保育者自身の元気回復を目的とした「リフレッシュ保育」を追加するとともに、より気軽に一時保育を利用できるよう、保育料を引き下げ、多生児の場合は無料で利用できるようにした。

健康政策課では、いろは健康21プラン（第5期）等、及び国民健康保険のデータヘルス計画、並びに特定健康診査等実施計画の策定を行っており、12月にはいろは健康21プラン（第5期）等のパブリックコメントの実施を予定している。また、ノルディックウォーキング・ポールウォーキング全国大会は、令和6年3月24日（日）に「さくらフェスタ」と同時開催する予定である。

保険年金課では、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免、国民健康保険被保険者に対する傷病手当金や傷病見舞金の給付、並びに国民年金被保険者への保険料減免等の新型コロナウイルス感染症に対する支援策を継続している。また、国民年金については毎週木曜日の社会保険労務士による年金相談を実施している。

健康増進センターでは、妊娠から出産・子育てまで一貫して必要な支援につなぐ伴走型相談支援について、全国的な事業実施に伴い、出産・子育て応援金の支給を行っている。また、孤立した子育てや、ワンオペ育児などを防止するため子育て用品等を贈ること、子育て支援のきっかけを作る「子育てファミリー応援事業」を7月から開始した。

4 監査の質疑応答

(1) 児童手当の拡充について（子ども支援課）

現時点で所得制限の撤廃、支給対象を高校生まで拡大、支給回数を年3回から年6回へ変更等が予定されており、制度は令和6年10月から、支給については令和6年12月から実施が予定されている。現行の制度では、児童手当にかかる費用のおよそ6分の1を市が負担しており、さらなる市の財政負担の増加が見込まれる。

(2) こども誰でも通園制度について（保育課）

現在、国では月10時間程度の預かり保育の想定であり、定期的な預かりについては構想されていないが、支援の届きにくい人へ向けて定期的な預かり保育を提供することが、子育て支援事業として重要と考えており、現在検討を進めているところである。

(3) 志木市の病院の充足度、救急体制整備について（健康政策課）

現在、本市は朝霞市・和光市・新座市と比して病院が少ない状況であり、朝霞市・和光市・新座市の医療機関で特定健診等を受診できるよう、また、子宮頸がんの検診については、全国の医療機関で受診できるよう体制を整備している。

救急については、朝霞市・志木市・和光市・新座市共同で実施し、小児救急においては、寄付研究講座を設置することで、埼玉病院へNICU（新生児集中治療室）を設置する等、ハイリスク患者の受け入れができるよう体制整備に努めている。

(4) 特定健診について（保険年金課）

志木市国民健康保険被保険者を対象とし、国の指針以上の検査項目を設けた実施要領を定め、朝霞地区医師会の実施医療機関を対象に意向調査を行い実施している。

(5) 国民健康保険特別会計（保険年金課）

国民健康保険特別会計における今年度上半期の執行状況は、予算現額で68億3,111万5,000円に対し、収入済額は31億1,176万7,647円で、収入率は45.6%となっている。支出済額は31億839万7,936円で、予算現額に対する執行率は45.5%である。

【国民健康保険加入者数】

（単位：人、％）

令和5年度	令和4年度	増減	増減率
13,696	14,500	△ 804	△ 5.5

(6) 後期高齢者医療特別会計（保険年金課）

後期高齢者医療特別会計における今年度上半期の執行状況は、予算現額で12億1,381万3,000円に対し、収入済額は4億2,387万2,301円で、収入率は34.9%となっている。支出済額は2億9,394万2,877円で、予算現額に対する執行率は24.2%である。

(7) 出産応援金及び子育て応援金について（健康増進センター）

出産応援金については、令和4年4月1日以降に妊娠届出を提出した妊婦の方に、妊娠1回につき5万円、子育て応援金については、令和4年4月1日以降に出生した児童の養育者に、出生児1人につき5万円の支給を行うものである。

(8) 児童発達相談センターの相談状況について（健康増進センター）

総合相談で35人、専門相談で130人前後の相談に対応している。保育園、幼稚園にも60数回訪問して助言を行っている。コロナ禍のときよりも相談が増加している状況である。設置から7～8年経過し、本市の評判を聞いての転入者もある。

都市整備部

1 組織

都市計画課 道路課 建築開発課

2 概要

都市整備部は、都市計画を所管するとともに道路・橋りょう、公園・緑地、公共施設修繕・維持管理及び交通施策等の事業を行っている。

主な業務は、都市計画事務、交通安全・放置自転車対策、公園維持管理、緑化推進、土木事務、道路維持管理、営繕事務、市営住宅維持管理、建築開発事務、住宅の耐震化補助などに関することである。

3 主要な施策

都市計画課では、一般国道254号バイパスの県道さいたま東村山線以南の整備促進に伴い、放置自転車等の保管所を秋ヶ瀬橋陸橋下へ移して造成移転工事を実施している。また、いろは親水公園については、左岸に位置する広場を芝生化する第1期整備工事を実施したところである。

志木駅東口地下駐車場事業では、設置してから20年以上経過している受変電設備や自動火災報知設備において、適正な機能を維持するため更新工事を実施している。

道路課では、道路環境の整備として、公共工事の発注時期の平準化等を図る目的でゼロ債務負担行為を活用して、市道第1002号線舗装改修をはじめ外1路線について計画的に舗装の長寿命化を実施した。また、歩道整備については、市民体育館前通りを含む2路線で段差解消などを図る歩道の快適化を推進したほか、生活道路の整備においても前年度からの繰越工事として、宗岡志木環状線・袋橋通りの拡幅整備を実施した。

建築開発課では、景観計画の改訂や景観条例の改正を踏まえ、良好な景観の事例を解説した景観形成ガイドラインの改訂業務や、大地震における滑動崩落による宅地の被害を軽減するため、市内の大規模盛り土造成地における安全性の調査を実施している。また、マンション所有者等に対して適切な助言と指導などを行うための基本方針となる志木市マンション管理適正化推進計画の策定に向けた事前の実態調査を実施している。

4 監査の質疑応答

(1) いろは親水公園について（都市計画課）

令和4年8月のリニューアルオープンから延べ58万人が利用している。ウォーターパーク実施期間中は、臨時駐車場として河川の高水敷も開放している。修繕が発生した場合は、協定で10万円までは指定管理者側で負担することになっている。水害については、年1回ほど臨時駐車場のある高さまで増水するが、堤防を越えるものはない。

(2) いこいのベンチ設置について（道路課）

高齢者等が安心して歩行移動できるように、ウォーキングコースをメインとした市内50箇所にベンチを設置するものである。座面部分は県産品の間伐材の角材を活用したリースとしており、6か月ごとに更新していく。

(3) ワンルームマンションについて（建築開発課）

志木市ワンルーム形式集合建築物の指導指針では、一住戸の床面積25㎡未満を対象としているが、25㎡を超えるマンションも増えている。近隣の迷惑にならないように指導を行っており、苦情は入ってきていない。

(4) 志木駅東口地下駐車場事業特別会計（都市計画課）

志木駅東口地下駐車場事業特別会計における今年度上半期の執行状況は、予算現額5,616万円に対し、収入済額は2,644万4,978円で、収入率は47.1%となっている。支出済額は52万1,544円で、予算現額に対する執行率は2.8%である。

納付金は市債の償還に充てていたが、令和3年度で償還を終えており、施設の改修費に充てるため基金に積み立てている。

市長公室

1 組織

政策推進課（公共施設マネジメント推進室、人権推進室） 秘書課 新複合施設建設推進室

2 概要

市長公室は、組織の全体に関わる行政計画のほか、公共施設マネジメント及び人権施策等を所管している。

主な業務は、志木市総合振興計画の進行管理、行政施策の企画立案、行政改革、公共施設マネジメント、人権施策、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用にかかる調整、秘書事務及び新複合施設建設に関することである。

3 主要な施策

政策推進課では、行政改革の重点取組事項として「志木市シン・DX」と銘打ち、政策推進課のほか6課の職員で構成するDX推進チームで、電子申請・ペーパーレス化の推進、電子決裁導入の検討、ChatGPTの活用可能性に関する研究などに取り組んだ。また、令和5年4月1日に朝霞地区4市の共用火葬場の整備を検討する協議会を設置し、基本構想の策定を進めている。

公共施設マネジメント推進室では、公共施設等総合管理計画の策定にあたっての国の指針が改訂されたことから、「志木市公共施設適正配置計画～第Ⅱ期 個別施設計画～」と合わせて、改訂等の作業を進めていく。

人権推進室では、「志木市パートナーシップ及びファミリーシップ届出制度」について、近隣4市、男女共同参画審議会等で協議を行い、令和5年4月から導入したところである。

秘書課では、市長、副市長に関する秘書事務を行うとともに、市政功労者表彰を実施している。

新複合施設建設推進室では、市民会館と市民体育館の耐震性能が不足していることなどから、これらの複合施設建設を目指しており、現在は、市民会館の解体工事を実施するとともに令和6年度からの複合施設建設の開始を予定しているところである。

4 監査の質疑応答

(1) 朝霞地区4市共用火葬場設置について（政策推進課）

各市の負担は、基本構想の段階なので均等割で4分割している。今後は、令和5年度から6年度に基本構想、令和7年度に基本計画、令和8年度に基本設計、土地購入、令和9年度に実施設計、令和10年度から11年度に建設工事の予定である。

(2) 新複合施設建設について（新複合施設建設推進室）

施設建設については今年度まで実施設計を行い、工事は令和6年度から8年度まで31か月かけて実施する予定である。また、現在整備を行っている駐車場は、施設建設工事中は関係者駐車場、施設完成後は第二駐車場として使用する。面積は約1,200㎡、駐車台数は40台程度を予定している。

会計課

1 概要

市の公金出納管理等にかかる事務を行っている。

2 主要な施策

公金の適正な収納及び支払遅延等に留意した速やかな支払い、資金の運用、決算の調製などの事務を行っている。

今年度より振込データを送信するシステムの回線を、これまで使用していた ISDN 回線から VALUX 回線へ切り替えを行った。

3 監査の質疑応答

公金振込手数料について

今年度から、新たに指定金融機関へ支払う公金振込手数料が発生し、予算及び支出済み額において大幅な増額となった。

議会事務局

1 概要

議会運営を中心とした議事にかかる事務と議員報酬の支払いなどの庶務、議員の調査活動を補佐する事務を行っている。

2 主要な施策

昨年度導入したタブレットについて、8月に開催した議会運営委員会において、令和5年12月定例会よりタブレットを用いたペーパーレスでの運営を本格的に行うことを決定した。

3 監査の質疑応答

近隣市を含めた議会のDX化の状況について

タブレット、ペーパーレス会議システムの導入等は、周辺市と比較すると進んでいるが、全国的には、多くの市町村でタブレット等の導入は済んでおり、志木市が特別進んでいるとは言えない。今後は、さらに積極的に活用できるよう進めていかなければならないと考えている。

行政委員会

1 概要

(1) 選挙管理委員会事務局

選挙の管理執行、選挙管理委員会の運営及び選挙啓発事業等を行っている。

(2) 監査委員事務局

監査委員が行う監査、検査及び審査に関する事務を行っている。

(3) 固定資産評価審査委員会

地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する納税者からの不服について審査決定する。

(4) 公平委員会

地方自治法の規定により、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、必要な措置を講じる。

(5) 農業委員会事務局

農業委員会等に関する法律等の規定により農業委員会に関する事務を行っている。

2 主要な施策

選挙管理委員会事務局では、4月9日執行の埼玉県議会議員一般選挙について令和4年度から事務管理を行っていたが、立候補者が1名であったため無投票となった。

また、8月6日執行の埼玉県知事選挙については、本市における投票率は25.33%で、前回（令和元年）の34.57%から9.24ポイントの大きな減少となったが、県全体の平均23.76%、県内市の平均23.25%よりは上回った結果となっている。

監査委員事務局では、前年度施行した「志木市監査基準」、「志木市監査結果の取扱基準」に基づき、令和4年度定例監査報告書に係る措置状況について、措置の内容を令和5年9月に公表した。

3 監査の質疑応答

(1) 移動投票所について（選挙管理委員会事務局）

志木市においては、期日前投票所を3か所設けていることや、他市と比較して面積も狭いことから、費用対効果が見合わないという結論に至っており行っていない。

(2) 委員報酬について（固定資産評価審査委員会）

固定資産評価審査委員会においては、条例で委員長の任期が1年とされており、毎年度委員長を決める必要があること、また、固定資産の縦覧期間を経過した際に、課税課より固定資産評価審査委員へ報告を行っていることから、固定資産評価審査申出がない場合でも委員会を開催し、委員報酬を支出している。

教育委員会

1 組織

教育総務課 学校教育課 生涯学習課 教育サポートセンター いろは遊学館
柳瀬川図書館 いろは遊学図書館

2 概要

教育委員会は、市立小学校8校、市立中学校4校における学校教育や生涯学習及びいろは遊学館をはじめとする社会教育施設の維持管理並びに事業運営を行っている。

主な業務は、教育委員会、教育行政重点施策の企画立案、就学、学習指導、生涯学習、文化財、スポーツ推進などに関することである。

3 主要な施策

教育総務課では、宗岡第三小学校及び志木中学校・宗岡中学校の給食室空調設備設置工事を行ったほか、令和2年度から4工区に分けて進めている志木小学校・いろは遊学館・いろは遊学図書館の複合施設の空調設備改修工事については、最終工区となる第4工区の南校舎及び給食室の空調改修工事を行った。

学校教育課では、小中一貫教育推進計画について、今年度中の策定を目指した取り組みを進めているほか、授業の資料作成や準備など教職員を補助するスクール・サポートスタッフを全市立小学校に各1名、全市立中学校に各2名配置した。

また、物価高騰による市立小・中学校の給食食材料費の値上げ相当分に対する支援として、1年間の給食費について、一人あたり小学校は1食40円、中学校は1食50円を補助した。

生涯学習課では、令和5年3月に策定した「第3期志木市スポーツ推進計画」に基づき、いつでも・どこでも・だれでもスポーツを楽しめる夢のあるまちの実現に向けた施策を進め、多くの市民のスポーツを始めるきっかけづくりとした。

教育サポートセンターでは、就学相談や児童相談システム等を活用した他機関との連携強化を図っているほか、不登校やいじめの予防及び早期対応のための教育相談体制の充実や、特別支援教育の充実についても取り組んだところである。

いろは遊学館では、高齢者を対象にスマートフォン講座を開催した。特に今年度は、リモート事業への参加方法も講座のカリキュラムに取り入れ、ICTリテラシーの向上とデジタル・デバイド解消を図った。

柳瀬川図書館では、令和5年5月から、マルイ8階の市民会館仮設会議室の受付窓口において、市立図書館で予約した資料の受け取りができる「駅前受取」サービスを開始した。また、市立図書館と学校図書館との有機的な連携により、子どもたちの読書活動のさらなる推進を図ることを目的として、学校図書館事業推進アドバイザー1名を配置した。

4 監査の質疑応答

(1) 学校施設の障害者対応について（教育総務課）

宗岡小学校校庭のスロープ設置などバリアフリー化は、維持補修の中で対応している。また、大規模改修時に全校の昇降口の段差解消、多目的トイレの設置を行った。エレベーターの設置については適宜対応していく。

(2) 小中一貫教育推進支援業務委託について（学校教育課）

令和5年度は、令和4年度業務委託との関連性から、前年度受託者と改めて随意契約を締結している。主な業務は、各中学校区の地域の特性を踏まえた小中一貫教育推進計画作成支援や各中学校区ワーキンググループ運営支援などであり、学校主体で進める小中一貫教育推進の下支えとなっている。

(3) 文化財保護に要する経費について（生涯学習課）

委託料は、文化財周辺の草刈、樹木の剪定、マイクロフィルムの電子化業務である。施設・器具等借上料は柏町の倉庫の借上料で、文化財を保存している。

(4) 不登校やいじめについて（教育サポートセンター）

相談は増加している。子どもに合った場所で教育することが第一で、一義的には教育サポートセンター内で対応している。そこから学校へ戻れるように考えるが、教室、保健室以外にPCルーム等中間的な居場所を用意する学校もある。

(5) デジタル・ディバイド対策について（いろは遊学館）

スマートフォン講座を上半期に5講座実施し、いずれも満員であった。講師は他市の事業を視察してスカウトした。スマートフォンは講師側で用意し、特に今回は、オンライン講座への参加方法についても講義いただいた。宗岡公民館、宗岡第二公民館においても、デジタル・ディバイド事業を必須として指定管理協定を結び実施している。

(6) 学校図書館事業推進アドバイザーについて（柳瀬川図書館）

会計年度任用職員として1名配置し、1日5時間で週3日勤務している。柳瀬川図書館に在籍し、市内小中学校を巡回して学校長や司書教諭等に助言及び指導を行い、児童生徒の読解力、思考力、表現力を養う読書活動の推進を図っている。

【公営企業会計】

上下水道部

1 組織

上下水道総務課 水道施設課 下水道施設課

2 概要

上下水道部は、水道事業及び下水道事業の運営を所管している。

主な業務は、上下水道施設を整備・維持管理し、耐震化や老朽化対策を進める一方、受益者負担の原則から水道料金や下水道使用料などを徴収し、両事業の経営の安定を図るものである。

3 主要施策

上下水道総務課では、志木市上下水道事業包括業務委託に関して、契約期間の半分を経過したが、契約事務の簡素化、検針業務・収納業務間の連携、水道、下水道に関する窓口の一本化等、業務委託としては十分に評価できる内容となっている。

水道施設課では、大原浄水場の受配電設備と宗岡浄水場の発電設備の更新を令和5年度から7年度の継続事業として実施する。

下水道施設課では、館第一排水ポンプ場の耐震化工事を完了し、今後については館第一排水ポンプ場監視システム基礎更新工事を実施する。また、大きな水害が発生しても館第一排水ポンプ場の機能を維持できるよう、館第一排水ポンプ場外部扉改修工事を実施し、メンテナンス用の扉について防水機能を持つ扉に更新を行う。

4 監査の質疑応答

(1) 備蓄飲料水製造業務委託について（上下水道総務課）

令和4年度実績で売上は約80万円、売上本数は約8,800本である。備蓄用を主として、製造は費用対効果を考えた量としている。

(2) 水道料金の近隣市比較について（上下水道総務課）

近隣市においては、自衛隊やプール、企業等大口使用者が水道使用量の上位を占め、1人当たりの1日使用量も本市に比較して10ℓほど多い。一方、本市においては、約99%が水道口径20mm以下の一般家庭となっており、水道料金をほぼ一般家庭が負担している状況である。このため本市の水道料金は、県平均より低いものの、近隣市と比較すると高めとなっている。

(3) 志木市上下水道事業包括業務委託付帯業務委託契約について（水道施設課）

浄水場の業務を行う会計年度任用職員の減少に伴い、浄水場にかかる業務等を志木市上下水道事業包括業務委託へ付帯させるものである。今後とも志木市上下水道

事業包括業務委託へ付帯できるものは順次行っていきたい。

(4) 館第一排水ポンプ場監視システム基礎更新工事について（下水道施設課）

昭和54年から使用しているシステムの老朽化や水がないと動かないものであったため、これを予測時点で運転できるなどの機能強化を図るものである。4基あるポンプは1秒に合計12トン排水する。

【水道事業上半期実績】

項 目	令和5年度	令和4年度	比 較	増減率
配水量 (m ³)	3,787,992	3,808,685	△20,693	△0.5%
有収水量 (m ³)	3,558,525	3,652,103	△93,578	△2.6%
有収率 (%)	93.9	95.9	△2.0	—
調定額 (円)	561,045,666	538,034,921	23,010,745	4.3%
加入金件数 (件)	200	180	20	11.1%
給水戸数 (戸)	37,072	36,802	270	0.7%

【下水道事業上半期実績】

項 目	令和5年度	令和4年度	比 較	増減率
汚水処理水量 (m ³)	4,609,407	4,684,311	△74,904	△1.6%
有収水量 (m ³)	3,551,110	3,637,440	△86,330	△2.4%
有収率 (%)	77.0	77.7	△0.7	—
調定額 (円)	444,888,707	452,179,535	△7,290,828	△1.6%
汚水処理戸数 (戸)	35,656	35,355	301	0.9%

一般会計・特別会計
公営企業会計

定例監査資料

(各会計とも、令和5年9月30日現在の計数である。)
(予算現額等には、前年度の繰越明許費繰越額を含む。)

一 般・特別会計歳入歳出総括表

会 計 別	予 算 現 額	歳				
		調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	
一 般 会 計	29,470,135,269	19,641,447,097	16,020,536,418	0	3,620,910,679	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	6,831,115,000	4,240,938,598	3,111,767,647	0	1,129,170,951
	志 木 駅 東 口 地 下 駐 車 場 事 業 特 別 会 計	56,160,000	26,444,978	26,444,978	0	0
	介 護 保 険 特 別 会 計	5,701,409,000	5,277,742,021	2,891,413,709	0	2,386,328,312
	後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	1,213,813,000	980,104,541	423,872,301	0	556,232,240
	計	13,802,497,000	10,525,230,138	6,453,498,635	0	4,071,731,503
合 計	43,272,632,269	30,166,677,235	22,474,035,053	0	7,692,642,182	

(単位：円、%)

入		歳						出	
予算現額と 収入済額と の比較	予算 現額に 対する 率	支出済額	翌年度繰越額			予算現額 － 支出済額	予算 現額に 対する 支出率		
			継続費 繰越	繰越 明許費	事故 繰越し				
△ 13,449,598,851	54.4	11,815,961,743	0	0	0	17,654,173,526	40.1		
△ 3,719,347,353	45.6	3,108,397,936	0	0	0	3,722,717,064	45.5		
△ 29,715,022	47.1	521,544	0	0	0	55,638,456	0.9		
△ 2,809,995,291	50.7	2,125,380,429	0	0	0	3,576,028,571	37.3		
△ 789,940,699	34.9	293,942,877	0	0	0	919,870,123	24.2		
△ 7,348,998,365	—	5,528,242,786	0	0	0	8,274,254,214	—		
△ 20,798,597,216	—	17,344,204,529	0	0	0	25,928,427,740	—		

水道事業会計予算執行調書（収益的收入及び支出）

収 入

（単位：円、税込）

区 分	予算現額	収入済額	予算現額と収入済額との比較	収入率（%）
水道事業収益	1,357,243,000	688,579,060	△ 668,663,940	50.7
営業収益	1,281,626,000	686,677,399	△ 594,948,601	53.6
営業外収益	75,615,000	1,730,061	△ 73,884,939	2.3
特別利益	2,000	171,600	169,600	8,580.0

支 出

（単位：円、税込）

区 分	予算現額	支出済額	予算残額	執行率（%）
水道事業費用	1,501,899,000	361,301,321	1,140,597,679	24.1
営業費用	1,396,872,000	335,533,717	1,061,338,283	24.0
営業外費用	76,526,000	18,045,126	58,480,874	23.6
特別損失	8,501,000	7,722,478	778,522	90.8
予備費	20,000,000	0	20,000,000	0.0

水道事業会計予算執行調書（資本的收入及び支出）

収 入

（単位：円、税込）

区 分	予算現額	収入済額	予算現額と収入済額との比較	収入率（%）
資本的收入	473,000,000	0	△ 473,000,000	0.0
企業債	472,000,000	0	△ 472,000,000	0.0
負担金	1,000,000	0	△ 1,000,000	0.0

支 出

（単位：円、税込）

区 分	予算現額	支出済額	予算残額	執行率（%）
資本的支出	959,498,000	192,806,672	766,691,328	20.1
建設改良費	750,180,000	88,777,100	661,402,900	11.8
企業債償還金	209,318,000	104,029,572	105,288,428	49.7

下水道事業会計予算執行調書（収益的收入及び支出）

収 入

(単位：円、税込)

区 分	予算現額	収入済額	予算現額と収入済額との比較	収入率 (%)
下水道事業収益	1,923,378,000	853,395,033	△ 1,069,982,967	44.4
営業収益	1,305,143,000	831,497,118	△ 473,645,882	63.7
営業外収益	618,233,000	21,897,915	△ 596,335,085	3.5
特別利益	2,000	0	△ 2,000	0.0

支 出

(単位：円、税込)

区 分	予算現額	支出済額	予算残額	執行率 (%)
下水道事業費用	1,926,623,000	302,497,751	1,624,125,249	15.7
営業費用	1,798,338,000	251,068,238	1,547,269,762	14.0
営業外費用	108,283,000	51,429,513	56,853,487	47.5
特別損失	2,000	0	2,000	0.0
予備費	20,000,000	0	20,000,000	0.0

下水道事業会計予算執行調書（資本的收入及び支出）

収 入

(単位：円、税込)

区 分	予算現額	収入済額	予算現額と収入済額との比較	収入率 (%)
資本的收入	653,395,000	67,019,548	△ 586,375,452	10.3
企業債	378,300,000	0	△ 378,300,000	0.0
他会計負担金	42,701,000	42,701,000	0	100.0
負担金	79,609,000	244,490	△ 79,364,510	0.3
他会計補助金	60,611,000	0	△ 60,611,000	0.0
補助金	67,085,000	0	△ 67,085,000	0.0
貸付金償還金	1,000,000	0	△ 1,000,000	0.0
諸収入	24,089,000	24,074,058	△ 14,942	99.9

支 出

(単位：円、税込)

区 分	予算現額	支出済額	予算残額	執行率 (%)
資本的支出	1,509,779,000	486,432,093	1,023,346,907	32.2
建設改良費	1,070,723,000	255,603,525	815,119,475	23.9
積立金	24,089,000	24,074,058	14,942	99.9
貸付金	1,000,000	1,000,000	0	100.0
企業債償還金	413,967,000	205,754,510	208,212,490	49.7